

議案第 6 8 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26
年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

(羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第 2 条 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 1 省略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条関係</p> <p>羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 1 省略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>
<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 1・2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第2条関係</p> <p>羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 1・2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>以下省略</p>